

本宮市農業委員会 平成30年5月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年5月22日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番 佐藤 孝昭 3番 渡邊 謙輔

4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸 6番 國分 新司

7番 渡邊 孝一 8番 渡邊 平二 9番 伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番 石橋 広基 2番 遠藤栄太郎 3番 遠藤 俊雄

4番 遠藤 秀男 5番 國分 隆一 6番 佐藤 一徳

8番 三瓶 修藏 9番 鍋島 正則

10番 根本 市徳 11番 渡邊 善幸 12番 渡邊 利一

4. 欠席委員 農業委員会委員 2番 渡辺 喜一

農地利用最適化推進委員 7番 三瓶 和彦

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。欠席の通告は、農業委員2番渡邊喜一委員、推進委員7番三瓶和彦委員であります。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員3番渡邊謙輔委員、農業委員4番國分政利委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8番渡邊平二委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、渡邊平二です。今回は、國分政利委員、遠藤俊雄委員、三瓶修藏委員で調査を実施しました。去る5月10日(木)、午後1

時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第 28 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、主なものとしては、一般住宅及び資材置場等への転用です。議案第 29 号現況確認証明願いについては、件番 1 から件番 6 については、非農地と判断致しました。申請場所は、いずれも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われまます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 4 月定例会での許可についての報告と続いて、報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告を事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 4 月定例会許可分は、4 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 27 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

遠藤政幸委員 議長

会長伊藤 隆一 5 番遠藤政幸委員

遠藤政幸委員 議案第 27 号件番 1 について、5 月 18 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤俊雄委員と致しました。件番 1 については、被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員遠藤俊雄委員は補足説明はありますか。

遠藤俊雄委員 農業委員遠藤政幸委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 27 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 27 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、件番 2・件番 3 について、関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8 番渡邊平二委員

渡邊平二委員 議案第 27 号件番 2 及び件番 3 について、5 月 13 日に現地調査及び申請内容の確認を石橋廣基委員と致しました。件番 2 及び件番 3 については、所有権移転の交換であり、交換により農地の利活用が良くなることによるものです。また、いずれも被設定人は農業に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2 及び件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋廣基委員は補足説明はありますか。

石橋廣基委員 農業委員渡邊平二委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 27 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 及び件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 27 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項に基づく、件番 2 及び件番 3 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 28 号農地の転用のための権利移動制限について農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。
次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。

次に、件番 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 29 号現況確認証明願いについてを上程いたします。最初に、件番 1 から件番 5 まで地区が集中していることから、一括して上程してよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、件番 1 から件番 5 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 29 号現況確認証明願いについて件番 1 から件番 5 は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 29 号現況確認証明願いについて件番 1 から件番 5 は、非農地である証明をすることに決定いたしました。次に、件番 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 29 号現況確認証明願いについて件番 6 は、非農地である証明をすることに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 29 号現況確認証明願いについて件番 6 は、非農地である証明をすることに決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、議案第 30 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 本件の再設定番号 2 番と 3 番、さらに、新規設定番号 11 番につきましては、本農業委員会委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、よって、再設定番号 2 番と 3 番を除く、番号 1 番の 1 件と、新規設定番号 11 番を除く、1 番から 10 番までの 10 件の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 30 号農用地利用集積計画の決定についての再設定番号 2 番と 3 番を除く、番号 1 番の 1 件と、新規設定番号 11 番を除く、1 番から 10 番までの 10 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について再設定番号 2 番と 3 番を除く、番号 1 番の 1 件と、新規設定番号 11 番を除く、1 番から 10 番までの 10 件について、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、再設定番号 2 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、4 番國分政利委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を致します。
- 会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
(休議中)
(4 番國分政利委員退席)
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 再設定 2 番の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について再設定の番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について、再設定の番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。4 番國分政利委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)

会長伊藤 隆一 (4 番國分政利委員着席) それでは再開します。

会長伊藤 隆一 次に、再設定番号 3 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、5 番遠藤政幸委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を致します。

会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
(休議中)
(5 番遠藤政幸委員退席)

会長伊藤 隆一 それでは再開します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 再設定 3 番の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について再設定の番号 3 番の議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について、再設定の番号 3 番の議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。5 番遠藤政幸委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)

会長伊藤 隆一 (5 番遠藤政幸委員着席) それでは再開します。

会長伊藤 隆一 続きまして、新規設定番号 11 番の議案に対する質疑を行います。なお、本件番につきましては、本農業委員会委員、8 番渡邊平二委員が当事者となっております。よって、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参

- 与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を致します。
- 会長伊藤 隆一 暫時、休議します。
(休議中)
(8 番渡邊平二委員退席)
- 会長伊藤 隆一 それでは再開します。事務局の説明を求めます。
事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 新規設定 11 番の議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
- 会長伊藤 隆一 議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について、新規設定の番号 11 番の議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 30 号農用地利用集積計画の決定について、新規設定の番号 11 番の議案は、本宮市長より送付された計画案のとおり決定いたしました。8 番渡邊平二委員の復席を求めます。暫時、休議します。
(休議中)
- 会長伊藤 隆一 (8 番渡邊平二委員着席) それでは再開します。
- 会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
- 事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会を会長職務代理者より申し上げます。
- 会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 5 月の定例会を終了いたします。

平成 30 年 5 月 22 日
(閉会午後 2 時 4 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 3 番委員 渡邊 謙輔

議席 4 番委員 國分 政利
